（資金交付契約の締結の申込みを予定している場合における実施計画の記載事項）

第八十九条　法第三十四条の十第二項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該資金の交付を受けて実施することを予定している法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の内容

二　前号の措置に要する経費の額

三　第一号の措置の開始及び完了の時期

（地域の経済にとって不可欠であると認められる場合）

第九十条　法第三十四条の十第三項第二号（法第三十四条の十一第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める場合は、同号に規定する申請金融機関等（法第三十四条の十一第二項において準用する場合にあっては、同条第一項の認定の申請をした金融機関等）（労働金庫等に限る。）が、その主として業務を行っている地域において提供している基盤的金融サービスの状況に照らして、当該地域の経済に相当の寄与をしている場合とする。

（全国の区域の全部又は大部分において自らが提供している基盤的金融サービスの全部又は大部分を提供しているものと認められるものに相当するもの）

第九十一条　法第三十四条の十第三項第四号（法第三十四条の十一第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、当該組織再編成等が法第三十四条の十第一項第八号に規定する他の銀行持株会社等からの株式の取得である場合において、当該他の銀行持株会社等が、金融庁長官が金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条の規定に基づき指定した者である場合における当該組織再編成等の当事者である労働金庫等とする。

（令第三十条の六第二号の主務省令で定める措置）

第九十二条　令第三十条の六第二号に規定する主務省令で定める措置は、同条に規定する申請金融機関等（労働金庫等に限る。）の利用者に対する法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に関する情報の提供とする。

（実施計画の公表）

第九十三条　金融庁長官及び厚生労働大臣は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が法第三十四条の十第三項の認定をしたときは、同条第五項の規定により、当該認定の日付、当該認定に係る実施計画を提出した労働金庫等の名称、当該実施計画の内容並びに当該実施計画に添付された第八十五条第一号及び第二号に掲げる書類を公表するものとする。

（法第三十四条の十一第一項の規定による実施計画の変更）

第九十四条　法第三十四条の十一第一項に規定する主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　提出者である労働金庫等の名称、主たる事務所の所在地又は代表者の役職若しくは氏名の変更

二　記載されている指標の数値の見込みから実績への変更及びこれに伴う変更

三　その他趣旨の変更を伴わない変更